

雇用政策基本方針(仮称)、全国指針、地方方針のイメージ

雇用対策基本計画

【策定主体】

国

【趣旨】

労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするために必要な雇用に関する基本となるべき計画。政府の策定する経済全般に関する計画と調和しなければならない。

【概要】

- I 計画の基本的な考え方
- II 雇用の動向と問題点
- III 雇用対策の基本的事項
 1. 雇用の創出・安定
 2. 経済社会の発展を担う人材育成の推進
 3. 労働力需給調整機能の強化
 4. 高齢者の雇用対策の推進
 5. 若年者の雇用対策
 6. 個人が主体的に働き方を選択できる社会の実現
 7. 安心して働ける社会の実現
 8. 特別な配慮を必要とする人達への対応
 9. 国際化への対応

雇用政策基本方針(仮称)

【趣旨】

「進路と戦略」で示される政府としての中長期的な雇用対策の基本的考え方を踏まえつつ、改正雇用対策法第4条に規定された国が講ずべき施策に即して策定。

労働政策審議会

2月上中旬を目処に
雇用政策基本方針(仮称)を策定

全国指針 (毎年度策定)

【策定主体】

厚生労働大臣

【趣旨】

毎年度、「地方方針」の策定に資するために、雇用政策基本方針(仮称)に盛り込まれた内容を踏まえ、具体的な雇用施策、職業能力開発施策及びその他の施策との連携のあり方等を示すもの。

労働政策審議会

19年度末を目処に
全国指針策定

地方方針 (毎年度策定)

【策定主体】

都道府県労働局長

【趣旨】

毎年度、全国指針を踏まえ、都道府県知事の意見を聞いて策定する雇用施策の方針。

(※)地域の産業、就業構造を踏まえ都道府県が実施する福祉施策及び両立支援対策、産業振興施策等との連携についても盛り込む予定。

都道府県知事の意見聴取
(省令事項)

地方労働審議会

19年度末を目処に
地方方針策定